

令和4年度三戸町パートタイム放課後児童支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項並びに三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三戸町条例第1号）第18条、三戸町職員の給与に関する条例（昭和30年三戸町条例第16号。以下「給与条例」という。）第22条の2及び三戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年三戸町条例第8号。以下「旅費条例」という。）第18条の2の規定により、町が令和4年度に任用するパートタイム放課後児童支援員の任用、身分、職務及び報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、令和4年度において、次のとおりパートタイム放課後児童支援員を置く。

- 一 三戸町立中央児童館 8名
- 二 三戸町立斗川児童館 2名

(身分)

第3条 パートタイム放課後児童支援員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員とする。

(任用)

第4条 パートタイム放課後児童支援員は、三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三戸町条例第16号）第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、その職務を適切に遂行しうると認められるもののうちから、選考の上、町長が任用する。ただし、令和3年度において同職種に任用された者を当該勤務実績に基づく能力の実証により再度任用しようとする場合は、選考によらないことができる。

- 2 パートタイム放課後児童支援員の任用期間は、1年以内とする。ただし、2会計年度にわたる任用期間とすることはできない
- 3 パートタイム放課後児童支援員の採用は、全て条件付のものとし、そのパートタイム放課後児童支援員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。ただし、当該職員が条件付採用の期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。
- 4 パートタイム放課後児童支援員の任用期間が、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間に満たない場合には、当該職種における勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(職務)

第5条 パートタイム放課後児童支援員は、当該児童館長の指揮監督を受けて、次の職務を行うものとする。

- 一 健全な遊びによる幼児及び児童の生活の安定及び能力の発達の援助に関すること。
- 二 幼児及び児童の個別的又は集団的指導に関すること。
- 三 その他児童館長が必要と認める事項に関すること。

(会計年度任用職員証)

第6条 パートタイム放課後児童支援員は、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、勤務中、常に会計年度任用職員証（別記様式）を携帯しなければならない。

（服務）

第7条 パートタイム放課後児童支援員の服務は、三戸町職員服務規程（平成11年三戸町規程第1号）第2条から第3条の2まで、第4条（第1項第2号及び第4号を除く。）及び第7条から第19条までの規定を準用する。

2 町長は、パートタイム放課後児童支援員から三戸町職員服務規程第17条第1項の規定に基づく営利企業等従事許可願の提出を受けた場合にあっては、当該届出の内容を確認した上で、職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

（勤務日及び勤務時間）

第8条 パートタイム放課後児童支援員の勤務日は、三戸町立児童館運営規則（昭和58年三戸町規則第9号）第5条に定める休館日を除き、当該児童館長が定める日とする。

2 パートタイム放課後児童支援員の勤務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間の範囲内で当該児童館長が定めた時間（以下第11条において「正規の勤務時間」という。）とする。

- 一 土曜日その他児童館長が必要と認める日 午前7時30分から午後7時まで
- 二 前号以外の日 午後3時から午後7時まで

3 前項第1号の日において、パートタイム放課後児童支援員の勤務時間が6時間を超える場合においては、途中に1時間の休憩時間を置かななければならない。

（休暇等）

第9条 パートタイム放課後児童支援員の休暇は、別表のとおりとする。

（報酬）

第10条 パートタイム放課後児童支援員の報酬は、その者の当該職種に係る通算の経験年数に応じ、次表に定める額とする。

経験年数	報酬時間額
1年未満	940円
1年以上2年未満	970円
2年以上3年未満	1,000円
3年以上4年未満	1,030円
4年以上	1,050円

2 報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は、翌月21日とする。ただし、その日が休日（給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

3 児童館長は、毎月5日までに、当該月の前月における当該児童館に勤務するパートタイム放課後児童支援員の勤務状況報告書を町長に提出するものとする。

4 前項までに定めるほか、報酬の支給については、常勤の職員の給料支給の例による。

（超過勤務報酬）

第11条 パートタイム放課後児童支援員が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時間に対して超過勤務報酬を支給する。

- 一 正規の勤務時間外に勤務することと命ぜられた場合 正規の勤務時間外に勤務した時間
- 二 公務の運営上の必要性から、やむを得ず、勤務時間を割り振られていない日に勤務時間を割り振られた場合（同一週を超える期間において、勤務時間を割り振られていた日に勤務時間を割り振らないこととされる場合に限る。）で、あらかじめ割り振られていた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務したとき 当該あらかじめ割り振られていた1週間の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間（38時間45分から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間（同一週において次条の休日勤務をした場合にあつては、当該時間を含む。）に達するまでの時間を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項に掲げる営利企業等従事許可願を提出した職員の超過勤務報酬については、町長が別に定める。

（休日勤務報酬）

第12条 パートタイム放課後児童支援員が休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して、休日勤務報酬を支給する。

（超過勤務報酬及び休日勤務報酬の報酬単価）

第13条 パートタイム放課後児童支援員の超過勤務報酬及び休日勤務報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬単価については、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に掲げる算式により算出する。ただし、時間外の勤務時間が1月について60時間を超えた場合の超過勤務報酬の取扱いについては、常勤の職員の時間外勤務手当の例によるものとする。

一 第11条第1項第1号に係る超過勤務報酬

イ 正規の勤務日（休日を除く。）における超過勤務報酬

(1) 正規の勤務時間と当該超過勤務の時間の合計が7時間45分以下の場合

勤務1時間当たりの報酬単価＝時間給×100/100

(2) (1) 以外の場合

勤務1時間当たりの報酬単価＝時間給×125/100

ロ イに掲げる日以外の日における超過勤務報酬

勤務1時間当たりの報酬単価＝時間給×135/100

二 第11条第1項第2号に係る超過勤務報酬

勤務1時間当たりの報酬単価＝時間給×25/100

三 休日勤務報酬

勤務1時間当たりの報酬単価＝時間給×135/100

2 前項各号に掲げる算式によって得られた報酬単価の円未満の端数は四捨五入するものとする。

3 前2項の規定によるほか、パートタイム放課後児童支援員の超過勤務報酬及び休日勤務報酬の支給については、それぞれ給与条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の例による。

（期末手当）

第14条 6月1日及び12月1日（以下この項及び次項において「基準日」という。）にそれ

ぞれ在職するパートタイム放課後児童支援員のうち、当該任用期間が6月以上（任期の更新により任用期間が6月以上となることが想定される場合を含む。）であって、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であるものに対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に120/100を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ次表に掲げる割合を乗じた額とする。

在職期間	割合
6ヵ月	100/100
5ヵ月以上6ヵ月未満	80/100
3ヵ月以上5ヵ月未満	60/100
3ヵ月未満	30/100

- 3 前項の期末手当基礎額は、次に掲げる算式によるものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

$$\text{期末手当基礎額} = \frac{\text{報酬時間給} \times \text{算定対象となる在職期間中の勤務時間数}}{\text{算定対象となる在職期間の月数}}$$

- 4 前項までに定めるほか、パートタイム放課後児童支援員の期末手当の支給については、常勤の職員の例による。

（費用弁償）

第15条 パートタイム放課後児童支援員が公務のため旅行したときは、常勤の職員の旅費支給の例によりその費用を弁償する。

- 2 パートタイム放課後児童支援員が通勤をしたときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を通勤費として弁償する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

一 旅費条例第18条の2第3項第1号に掲げる場合

イ 定期券によることが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 給与条例第11条第2項第1号の規定による通勤手当の額に相当する額

ロ 回数乗車券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 給与条例第11条第2項第1号の規定による通勤手当の額に相当する額を平均1月当たりの通勤所要回数で除して得た額にその月の通勤実績回数を乗じて得た額

二 旅費条例第18条の2第3項第2号に掲げる場合 給与条例第11条第2項第2号の規定による通勤手当の額に相当する額（平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に50/100を乗じて得た額を減じた額）

三 旅費条例第18条の2第3項第3号に掲げる場合 前2号に定める額、第1号に定める額又は第2号に定める額

- 3 前項の費用弁償の支給日は、翌月21日とする。

- 4 児童館長が町長に対して行う当該児童館に勤務するパートタイム放課後児童支援員の通勤状況についての報告は、第10条第3項に定める勤務状況報告書の提出によるものとする。

- 5 前項までに定めるほか、費用弁償の支給については、町長が別に定める。

(人事評価)

第16条 パートタイム放課後児童支援員の執務については、町長が人事評価を行う。

2 前項の人事評価は、能力評価によって行う。

3 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

(社会保険)

第17条 パートタイム放課後児童支援員の社会保険の適用は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定めるところによる。

(雇用保険)

第18条 パートタイム放課後児童支援員の雇用保険の適用は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

(災害補償)

第19条 パートタイム放課後児童支援員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、パートタイム放課後児童支援員の設置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

(表面)

9.0cm

三 戸 町 職 員 証			写 真 (2.5cm×3.5cm)
氏 名			
生年月日	年 月 日		
現 住 所			
交 付	年 月 日		
交付番号			
会計年度任用職員であることを証する。			
三戸町長			印

5.5cm

(裏面)

- ① 会計年度任用職員は常にこの職員証を所持しなければならない。
- ② 記載事項に変更があったときは、訂正を受けなければならない。
- ③ この職員証は、他人に貸与若しくは譲渡してはならない。
- ④ この職員証を紛失又は毀損したときは、すみやかに届け出て再交付を受けなければならない。
- ⑤ 退職したときは、すみやかにこれを返還しなければならない。

休暇に関する書面

休 暇 の 区 分		期 間	単 位	有給 無給 の別
種 類	説 明			
年次休暇		下記の区分に応じた日数（任期が11月未満の場合にあっては、当該得た日数に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。）とする。） (1) フルタイム会計年度任用職員の場合 20日 (2) パートタイム会計年度任用職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものの場合 20日に当該職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数） (3) 上記以外の場合 155時間に当該職員の1週間の当たりの勤務時間の時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	有給
選挙等休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合に与えられる休暇	必要と認められる期間		有給
証人等休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合に与えられる休暇			
現住居の滅失等休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合に与えられる休暇 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	連続する7日の範囲内の期間（週休日、休日及び代休日を含む。）		
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合に与えられる休暇	必要と認められる期間		
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇			
服忌休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	（下記の表参照）		
特別 休暇	結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までのうち、連続する5日の範囲内の期間（週休日、休日及び代休日を含む。）	1日又は1時間
	夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合に与えられる休暇	一の年（1月1日から12月31日までをいう。）の7月から9月の期間内における、連続する4日以内の期間	
	不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	一の年度において5日（当該通院等が体外受精等に係るものである場合にあっては、10日）	
	産前休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇	出産の日までの申し出た期間	
	産後休暇	女性職員が出産した場合に与えられる休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において	

		医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）		
配偶者出産休暇	職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間のうち、2日の範囲内の期間		
育児参加休暇	職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	当該期間内における5日の範囲内の期間		
保育時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に与えられる時間休暇	女性職員にあつては、1日2回それぞれ30分以内の申し出た期間 男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が同日における保育時間（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和23年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間	1分	無給
子の看護休暇	1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、かつ、6月以上継続勤務している者が、現に養育している小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間	1日又は1時間。 ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	
短期介護休暇	1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、かつ、6月以上継続勤務している者が、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び配偶者の父母並びに同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で負傷、疾病又は老齢により2週間の期間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の町長が定める世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間		
介護休暇	次のいずれにも該当する職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 職員として引き続き任用された期間が1年以上である者 (3) 当該要介護者各々に係る一の要介護期間において初めて介護休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期が満了し、かつ当該任期の更新又は再度の任用が行われないことが明らかでないもの	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日（当該状態となった日前において当該職員が当該要介護者について当該休暇を使用したことがある場合にあっては、要介護者の各々につき、当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて介護休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数）の範囲内の期間	1日又は1時間。 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内	
介護時間	次のいずれにも該当する職員が要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、当該会計年度内の連続する期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる時間休暇 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者 (3) 職員として引き続き任用された期間が1年以上である者	当該会計年度内の連続する期間において1日につき2時間（当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間	1時間又は1分	
生理休暇	女性職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇	必要と認められる期間	1日又は1時間	
妊娠疾病休暇	女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項	必要と認められる期間	1日又は1時間	

		を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇		
	公務上の傷病休暇	職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	1日又は1時間
	私傷病休暇	6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（生理休暇を与えられる場合を除く。）	（下記の表参照）	1日又は1時間
	骨髄移植等休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査を受け、又は入院等をするときに与えられる休暇	必要と認められる期間	1日又は1時間
職務に専念する義務の免除	妊婦の休息・補食	妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間	有給
	妊婦の通勤緩和	妊娠中の女性職員について、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間	
	妊産婦の健康診査・保健指導	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間	1日又は1時間

※1 職員がこの表に定める年次休暇の日数のうち、任用期間中に与えられなかった日数（1日未満の端数を含む。）があり、かつ、当該職員の任用期間が更新された場合は、更新後の委嘱期間において当該日数を年次休暇として受けることができる。ただし、繰り越された当該日数は、再度繰り越すことはできない。

※2 1時間を単位として使用した休暇を日に換算する方法

- ① 1日の勤務時間を定めている場合、勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。
- ② 1週間当たりの勤務時間及び勤務日数を定めている場合、1週間当たりの勤務時間を1週間の勤務日数で除して得た時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。

（服忌休暇関係） 下表の親族の区分に応じ、当該日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間とする。

親 族	日 数	親 族	日 数	親 族	日 数
配偶者	7日	父母	7日	子	5日
祖父母	※3日	孫	1日	兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	※1日	父母の配偶者又は配偶者の父母	☆3日	子の配偶者又は配偶者の子	★1日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	●1日	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	●1日	おじ又はおばの配偶者	1日

※ 職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日

☆ 職員と生計を一にしていた場合にあつては7日

★ 職員と生計を一にしていた場合にあつては5日

● 職員と生計を一にしていた場合にあつては3日

（私傷病休暇関係） 一の年度において、下表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分又は同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
付与日数	10日	7日	5日	3日	1日

※ 上表の区分にかかわらず、1週間の勤務時間が29時間以上である場合にあつては、付与日数は10日とする。